

## 令和6年度幼児教育アドバイザー派遣事業実施要項

宮城県教育庁義務教育課（宮城県幼児教育センター）

### 1 目的

宮城県教育委員会に設置する幼児教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）が、県内の幼稚園、保育所及び認定こども園等並びに市町村等（以下「幼児教育施設等」という。）への訪問等を通じて必要な指導・助言等を行い、幼児教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るもの。

### 2 派遣形態・実施方法等

	幼児教育施設等の要請に基づく派遣	定期巡回型派遣
形態	原則として「事前打合せ・派遣当日・事後派遣」の3回を1セットとする派遣 ※ 「事後派遣」ではアドバイザーの指導・助言等による教育・保育の改善状況等を確認する。	小学校又は市町村教育委員会等（以下「小学校等」という。）が実施する保幼小合同研修会等への派遣 ※ 研修のテーマ等に応じてアドバイザーが指導・助言等を行う。
対象	県内全ての以下の幼児教育施設等（仙台市を含む） ・ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 地域型保育事業 ・ 認可外保育施設 ・ 市町村 ・ 市町村教育委員会 ・ 研修機関等 ・ 幼児教育関係団体等	県内の小学校区等单位ごとの以下の幼児教育施設等（仙台市を除く） ・ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 地域型保育事業 ・ 認可外保育施設 ・ 小学校・義務教育学校 ・ 市町村 ・ 市町村教育委員会
内容	上記対象からの要請に基づき幼児教育施設等を訪問し、以下の内容について指導・助言等を行う。 ① 園内研修等のサポートに関すること ② 幼児の実態に応じた支援の在り方に関すること ③ 園評価の在り方に関すること ④ その他幼稚園教員、保育士、保育教諭等の資質の向上に関すること	小学校区等ごとの実態及び課題等を踏まえた研修のテーマ等に応じて指導・助言等を行う。 ① 保幼小の相互理解に関すること ② 保幼小の接続に関すること ③ 各地域等の実態・課題等に関すること
日時	原則として平日（月曜日から金曜日まで）の午前9時から午後5時までの間 ※ 幼児教育施設等の実情等により上記以外の日時を希望する場合でも調整できることがある。	原則として平日（月曜日から金曜日まで）の午前9時から午後5時までの間
実施方法	① 派遣を希望する幼児教育施設等は、原則として希望日（派遣当日）の3週間前までに、幼児教育アドバイザー派遣依頼書（様式1）を宮城県教育庁義務教育課（以下「義務教育課」という。）に提出する。 ② 派遣依頼書に基づき、依頼元の幼児教育施設等の担当者等と義務教育課の担当者・アドバイザーによる事前打合せのための訪問を行い、派遣当日及び事後派遣の訪問を実施する。 ③ 事後派遣の訪問まで実施した後、依頼元の幼児教育施設等は、幼児教育アドバイザー派遣報告書（様式2）を速やかに義務教育課に提出する。	① 派遣を希望する小学校等は、原則として希望日の3週間前までに、幼児教育アドバイザー派遣依頼書（様式3）を、市町村教育委員会を經由して義務教育課に提出する。 ② 派遣依頼書に基づき、依頼元の小学校等の担当者等と義務教育課の担当者・アドバイザーによる研修の内容等の事前調整・確認等を行い、訪問を実施する。 ③ 訪問を実施後、依頼元の小学校等は、幼児教育アドバイザー派遣報告書（様式4）を、市町村教育委員会を經由して速やかに義務教育課に提出する。

### 3 訪問者

- (1) アドバイザー（原則として2名）
- (2) 義務教育課の担当者等（幼児教育総括アドバイザー、指導主事）

### 4 経費

本事業の実施に必要な次の経費は、宮城県教育委員会が負担する。

- (1) アドバイザーに対する謝金
- (2) アドバイザーの派遣に要する旅費及びその他の経費

### 5 その他

本事業を通して知り得た内容は、原則として公表しない。ただし、幼児教育の質の向上又は幼児教育と小学校教育の円滑な接続に資する情報等は、個人が特定されるものを除き、関係機関の承諾を得た上で、公表・周知する。